

避難所運営委員会活動費補助金交付要綱

(総則)

第1条 避難所運営委員会の活動に係る経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、避難所運営委員会(市が定める震災時避難所(以下「避難所」という。)の運営組織として、自主防災組織等で構成されるものとして市に届け出た団体をいう。以下「運営委員会」という。)とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、運営委員会の活動に係る経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 避難所の運営に必要な器材の調達に要する経費
- (2) 運営委員会が行う訓練、会議、研修等に係る経費
- (3) 広報に係る経費
- (4) その他前3号に準ずるものと認められる経費

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に掲げる経費の総額(1年度当たり5万円を限度とする。)とする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務連絡票
- (2) 器材等購入見積書等の写し

(事業完了前の交付)

第6条 市長は、補助事業が完了する見込みがあると認められるときは、規則第11条第1項ただし書の規定により、補助事業完了前に補助金を交付することができる。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長が定める書類は、第3条に掲げる経費に係る支払領収書等の写しとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長室長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。